

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

# の 議会ゆがわら

平成28年2月

No.97

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>  
湯河原町議会のE-mail [gikai@town.yugawara.kanagawa.jp](mailto:gikai@town.yugawara.kanagawa.jp)

編集/発行 湯河原町議会  
〒259-0392  
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1  
TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

## 湯河原梅林 「梅の宴」

平成28年2月6日(土)から3月13日(日)まで開催中  
ライトアップ 2月27日(土)~3月6日(日)

(写真は今年の梅林の様子です)

12月  
定例会

11/25~12/7

- 一般質問…………… 2
- 委員会だより…………… 3
- 議員表彰・研修…………… 5
- 委員会出席状況…………… 6
- 審議と賛否…………… 9
- 議員の懲罰…………… 10

# 12月定例会

平成27年第7回湯河原町議会12月定例会は、11月25日から12月7日までの13日間(本会議開催3日間)にわたって開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、専決処分の承認など議案20件のほか、議員提出議案1件、意見書1件と中島 寛議員に対する懲罰についてを審議しました。

## 一般質問

善本真人議員

厚生労働省

「身体障害児・者実態調査」に

よると、全国の

聴覚障がい児

は、1万5,800

人とされています。

乳幼児の健康

診断における聴

力検査で軽度難

聴や片耳難聴な

どが早い段階で

発見できるように

したが、その後の聴力を

補うための支援は十分とはいえません。

近年、いくつかの地方

自治体では、障害者手帳

の有無にかかわらず、補

聴器が必要な聴覚障がい

児には補聴器購入費の補

助を受けることが出来る

様になっています。早期

に補聴器を装着すること

で言語発達やコミュニケーション

能力を高めること

が出来ます。難聴児の

聴力向上による言語の習

得は、平等に学び生活す

る権利を手に入れること

につながります。そのた

めにも、補聴器の助成金

制度は必要な支援策とい

えます。湯河原町において補聴器の助成金制度の取組みを今後どの様にお考えでしょうか。



A

一般に、聴力レベルが

40デシベルを超えると、

普通の会話でしばしば不

自由を感じるといいうレベ

ルになり、補聴器が必要

になるといわれておりま

す。

身体障害者手帳の交付

対象となっていない軽

度・中度難聴児への補聴

器助成につきましては、

国や県に助成制度の創設

を要望していくことも

に、県内他市町村の動向

を踏まえ、検討してい

たいと考えております。

【その他の質問】

・本年6月17日、国会に

において成立した「18歳選挙権」とする改正公職選挙法について

石井 温議員

「ともに支え

あい笑顔で暮ら

せるまちづく

り」を提唱され

ていらつしゃい

ますので、健康

福祉の分野で、

小児医療費助成

とがん検診につ

いてのお考えを

お聞きしたいと

思います。

Q

### 小児医療費及びがん検診について

①今年度から小

学校修了までに拡充され

た小児医療費助成は、子

育て世代の親御さんに大

変喜ばれています。そこ

で今後、中学生の医療費

助成については、どのよ

うに取り組んでいられる

のか、お考えをお聞かせ

下さい。

②本町で行っているがん

検診の項目はいくつかあ

りますが、男性特有のがん検診を追加することについてはいかがお考えでしょうか。

A

①今後、中学生までの通

院に係る医療費の助成対

象年齢の拡大につきまして

では、本来、小児医療費

の助成は、国が全国同水

準で実施すべきものと考

えますので、引き続き神

奈川県町村会を通じ、国

における小児医療費助成

制度の確立などを要望し

てまいります。

②小田原医師会湯河原班

の医師の皆様から、男性

特有のがんの検診項目に

ついてご意見をいただき

ながら、また、国の指針

も考慮しながら、検討し

てまいりたいと考えてお

ります。

【その他の質問】

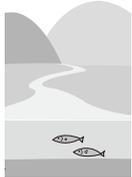
・移住等の促進による地域活性化について

Q 町の活性化とイメージアップのため「水のきれいな町湯河原」で発信することについて

丸山孝夫議員 ガイドブックで新崎川を紹介する部分に、箱根外輪山にその源を発し、まるで水晶を溶かしたような水と書かれていた。水を町のイメージアップに使える。具体策としては、南郷湧水が日量1万1,000t湧いている、この豊富な水を、観光客やマスコミにも見られるようにすることが一つの観光資源になる。

また、町のいろいろな催しで、のぼり旗が立っているが、こういうものにも「水のきれいな町湯河原」と入れたり、旅館のパンフレットにも同様な表示を働きかけたり、町外の人に渡す名刺に、「水のきれいな町湯河原」と入れたり、町の宣伝ポスターにも水の豊かさときれいさを入れていくことが町のイメージアップにつながると思いますがいかがですか。

A 南郷湧水の見学機会の提供については、鉄製のカバーで覆われており、湧水が流れ出る状況を見ることはできませんし、その場所が道路のカーブ地点にあたり安全面を考えると適切ではないと思っております。本町の水の豊富さときれいさは、かけがえのない自然・観光資源の一つであることは同様の認識として捉えております。水は動植物、農作物、生物全体にとって大切なものであると考え、水の環境維持が重要であると思えます。



委員会だより

総務文教・福祉 常任委員会

(12月3日開催)

○案件

●ゆがわら2011プラン後期基本計画の概要(案)について

平成23年度(2011年度)に策定したゆがわら2011プランのうち、平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とする後期基本計画の概要について、前期基本計画から追加・修正・削除となった変更箇所を中心の説明を受け、審議しました。

○主な報告事項

●湯河原町人口ビジョン・湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プランについて

産・官・学・金・労・

言の各分野で構成された湯河原町総合戦略会議や、公募による年代別の町民代表で構成された湯河原町地方創生ワーキンググループでの意見、各種アンケート結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ策定された町の人口ビジョンと総合戦略プランについて報告を受けました。

本町では将来の目標人口を2040年では19,097人、2060年では15,104人と設定し、総合戦略における各種事業を展開し、人口減少に対応していきます。

●平松礼二画伯作品寄贈について

平成28年度に平松礼二館が開館10周年を迎えるにあたり、平松画伯より39点の作品寄贈の申出があったことの報告を受けました。



平松礼二画伯

●湯河原町教育大綱(骨子)について  
●韓国忠州市りんごマラソンについて  
●保育園の入園申込みに  
●中学校給食導入に向けたアンケート調査(2回目)の結果について

環境・観光産業 常任委員会

(12月1日開催)

○案件

●ごごめの湯運営状況について

昭和63年5月の開業以来、利用料金を据え置いているごごめの湯では、利用者の減少が続く中、

**湯河原町町村合併60周年記念事業**

**能楽**

**狂言の宴**

**2月20日(土)**

**プロジェクト マッピング**



二十六世 大藏彌太郎(千虎)ほか

◆第一部 14:00～  
《狂言の宴》 演出「ぶす附子」・「ぶんそう文蔵」

◆第二部 19:00～  
《狂言の宴》 演出「かにやまぶし蟹山伏」 &  
《プロジェクトマッピング》との融合

※悪天候の場合、2月21日(日)の同時刻 ※出演者変更あり

消費増税の転嫁分や最低賃金の上昇に伴う人件費の増等により赤字経営となっているが、町では公共サービスの効率化とサービスの質の向上を図ることを指導しつつ、その赤字分に対する対応を検討していることの説明を受け、審議しました。

果、事業を中止し、交付金内示の取り下げを行う予定であることの説明を受け、審議しました。

○主な報告事項

●平成27年度梅の宴行事実施計画について

平成28年2月6日から3月13日まで開催される梅の宴のイベント内容や2月20日に行われる町村合併60周年記念事業と併せて行われる狂言の宴とプロジェクトマッピングとの融合などについて報告を受けました。

平成22年度に作成した水道施設整備計画書に基づき、耐震化されていない幕山浄水場の管理棟及び薬液注入棟を平成27・

●幕山浄水場整備工事の契約について

平成22年度に作成した水道施設整備計画書に基づき、耐震化されていない幕山浄水場の管理棟及び薬液注入棟を平成27・

●鍛冶屋ガード拡幅事業について

ガード拡幅実施に向けてJR東日本横浜支社と協議し、平成27・28年度に測量・地質調査・概略設計等を実施し、今後の計画を策定していく予定との報告を受けました。

●湯元通り街なみ環境整備事業について

地権者の方々によるワークショップでの検討結果を踏まえ、平成28・30年度までの3か年で国の社会資本整備総合交付金を活用して、道路舗装を御影石の石畳とし、道標・案内板を設置するなど修景整備を行う予定であることの報告を受けました。

28年度に建替え、また耐用年数を超過し老朽化した電気、機械及び薬液注入設備を平成27～29年度の3か年で行うことの報告を受けました。

また、平成27年度から導入されたコンビニエンス収納とフレジット収納について4～10月分の科目別・月別の利用状況の

●町道宮上91号線について

平成27年度9月末現在の町税等収納状況、滞納繰越分の状況について報告を受け、少額滞納繰越者への対応や差押処分を強化する等の今後の具体的な徴収対策の強化方法等について審議しました。

●町道宮上91号線について

平成27年度9月末現在の町税等収納状況、滞納繰越分の状況について報告を受け、少額滞納繰越者への対応や差押処分を強化する等の今後の具体的な徴収対策の強化方法等について審議しました。

●万葉荘運営事業者評価委員会の報告について

●町道宮上91号線について

平成27年9月に実施した中学校給食導入に関するアンケート(2回目)について、今回のアンケートはデリバリー方式について特化したもので、前回と比較して児童・生徒及び保護者のいずれも回答率が低下したことに加え、「実施に向け検討してほしい」といった回答が、保護者は約67%あったが、児童・生徒の間では29%に留まり、反対に児童・生徒の約33%が「希望しない」という結果になったとの報告を受けました。

この結果について、今後、給食の検討委員等にも意見をうかがったうえで教育委員会としての方向性を示し、最終的には

●町道宮上91号線について

平成27年9月に実施した中学校給食導入に関するアンケート(2回目)について、今回のアンケートはデリバリー方式について特化したもので、前回と比較して児童・生徒及び保護者のいずれも回答率が低下したことに加え、「実施に向け検討してほしい」といった回答が、保護者は約67%あったが、児童・生徒の間では29%に留まり、反対に児童・生徒の約33%が「希望しない」という結果になったとの報告を受けました。

●町道宮上91号線について

平成27年9月に実施した中学校給食導入に関するアンケート(2回目)について、今回のアンケートはデリバリー方式について特化したもので、前回と比較して児童・生徒及び保護者のいずれも回答率が低下したことに加え、「実施に向け検討してほしい」といった回答が、保護者は約67%あったが、児童・生徒の間では29%に留まり、反対に児童・生徒の約33%が「希望しない」という結果になったとの報告を受けました。

●町道宮上91号線について

平成27年9月に実施した中学校給食導入に関するアンケート(2回目)について、今回のアンケートはデリバリー方式について特化したもので、前回と比較して児童・生徒及び保護者のいずれも回答率が低下したことに加え、「実施に向け検討してほしい」といった回答が、保護者は約67%あったが、児童・生徒の間では29%に留まり、反対に児童・生徒の約33%が「希望しない」という結果になったとの報告を受けました。

報告を受けました。

●町道宮上91号線について

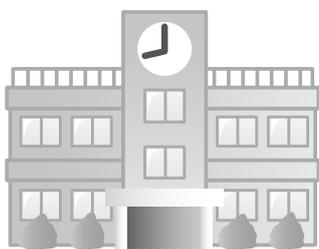
総合教育会議の場で決定したいとの報告を受けました。

また、本委員会の検討課題であった事項について、①旧中学校グラウンドについては、町民グラウンドとして活用してきたが、独立行政法人地域医療機能推進機構、JCHO湯河原病院から当該用地の取得申出がされ、12月定例会において「湯河原町民グラウンド条例の廃止について」が議決されたことに伴い、グラウンドとしての機能は廃止されたこと。②移転を含めた中学校施設のあり方については、国において、小中一貫教育に向けた動きが活発化しており、本町においても少子化の状況も睨みながら小中一貫教育校等の検討の中、学校施設の位置等も合わせて、教育委員会内部及び総合教育会議の場で慎重に検討してい

く必要があること。をそれぞれ確認しました。

(12月3日開催)

平成24年6月の設置から「教育施設の現状調査に関する事項」及び「教育施設の今後のあり方等調査・検討に関する事項」の2つを目的として調査を進めてきた本委員会は、根幹となる目的はおおむね達成しているとの結論に至り、これまで調査・検討を行った内容を最終確認し「委員会調査報告書」を作成しました。今後、本委員会に関連する事案については、所管の常任委員会で調査・検討を行うこととなりました。



### 自治功労者表彰式

### 町村議会議員研修会

平成27年

11月20日

(金)、二宮

町生涯学習

センター

ラディアン

において神

奈川県町村

議会議長会

主催の自治

功労者表彰

式及び町村

議会議員研

修会が開催

されました。



表彰式では、露木寿雄

副議長が町村議会議員と

して11年以上在職し、地

方自治の発展に顕著な功

績があったと認められ、

表彰を受けられました。

研修会では、講師の東

京大学大学院教授 池谷

裕二氏による「脳はだま

して使えくやる気と記憶

の秘密」と題した講演

を傾聴しました。

### 平成27年度 湯河原町表彰

1月4日(月)に開催

された湯河原町賀詞交換会の席上において、一身上の都合により昨年9月30日に議員辞職された小澤眞司氏が、在職15年町議会議員として社会福祉の向上、地域の振興発展に貢献があったと認められ、功労表彰を受けられました。

長年にわたる議員活動で多くのご功績を残されましたことに敬意を表します。誠にありがとうございました。



## 各議員の委員会等への出席状況（平成27年1月～12月）

委員会名等	開催日数		議 員 名														
			中島 寛 ※3	山本 俊明	村瀬 公大	善本 真人	佐藤 恵	丸山 孝夫	石井 温 ※4	高橋 延幸 ※5	露木 寿雄	室伏 寿美夫	原田 洋	小澤 眞司 ※6	土屋 誠一	松野 満	室伏 重孝
議会運営委員会	23	出席	/	23	23	23	23	/	/	2	19	23	/	/	23	/	/
		傍聴	10	/	/	/	/	18	16	/	4	/	22	0	/	8	23
総務文教・福祉 常任委員会	7	出席	/	7	7	/	7	/	5	2	/	7	/	2	/	/	7
		傍聴	3	/	/	7	7	/	/	/	6	/	5	/	6	1	/
環境・観光産業 常任委員会	8	出席	6	/	/	8	/	8	/	/	7	/	8	/	8	8	/
		傍聴	/	8	8	/	8	/	6	0	/	8	/	1	/	/	8
広域行政 特別委員会	4	出席	/	4	4	/	4	/	/	/	/	4	4	/	4	4	/
		傍聴	0	/	/	3	/	4	3	/	4	/	/	0	/	/	4
議会だより 編集委員会	4	出席	3	/	4	1	/	4	3	/	/	/	/	2	4	/	/
		傍聴	/	3	/	1	2	/	/	/	1	1	3	/	/	1	1
町税等徴収対策強化 特別委員会	3	出席	/	3	3	3	/	/	/	/	/	/	3	0	/	3	3
		傍聴	0	/	/	/	3	2	2	/	3	0	/	/	1	/	/
教育施設のあり方等 調査特別委員会	6	出席	4	/	6	6	/	6	/	1	6	6	5	/	/	/	/
		傍聴	/	6	/	/	6	/	4	/	/	/	1	0	4	5	6
予算審査特別委員会	2	出席	/	2	2	2	/	2	/	/	2	2	2	/	/	/	/
		傍聴	0	/	/	/	2	/	/	/	/	/	0	2	2	2	/
決算審査特別委員会	2	出席	/	2	2	2	/	2	/	/	2	2	/	/	2	/	/
		傍聴	0	/	/	/	2	2	/	/	/	2	0	/	2	2	2
懲罰特別委員会	3	出席	/	3	3	2	1	3	/	/	/	/	3	/	3	3	/
		傍聴	/	/	/	1	2	/	3	/	3	3	/	/	/	/	3
全員協議会 ※1	4	出席	2	4	4	4	4	4	3	/	4	4	4	1	4	4	4
所属する委員会及び全員 協議会への出席状況※2		出席	15	48	58	51	39	29	11	5	40	48	29	5	48	22	14
		回数	22	48	58	51	39	29	11	6	41	48	29	14	48	22	14
所属しない委員会の 傍聴状況※2		傍聴	13	17	8	12	25	31	36	0	21	12	33	1	13	19	49
		回数	41	17	8	15	26	37	36	1	24	17	36	36	18	43	51

表の見方 ※1 全員協議会は、全議員が出席するため傍聴はありません。

※2 各議員の委員会の所属状況により、所属する委員会の回数、所属しない委員会の回数は異なります。

※3 中島 寛議員は平成27年12月7日に除名処分により失職しました。

※4 石井 温議員は平成27年4月26日の補欠選挙にて当選しました。

※5 高橋延幸議員は平成27年2月20日に議員辞職しました。

※6 小澤眞司議員は平成27年9月30日に議員辞職しました。

主な条例の  
制定・改正

●湯河原町課等設置条例  
(制定)

人口減少という社会情勢の変化に伴い、組織をスリム化し、事務処理の迅速化・効率化を図る行政改革の一環として、町の機構について平成28年4月から部制を廃止し課制とするため、条例を制定しました。

●湯河原町農業委員会委員定数条例(制定)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更となることから、新たな農業委員会委員の定数を定めるため、条例を制定しました。

●湯河原町農地利用最適化推進委員定数条例(制定)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条

例を制定しました。

●湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例(制定)

農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者を選考することを目的として、湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会を設置するにあたり、その組織及び運営に  
関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

●湯河原町税条例等(一部改正)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法人町民税等の申告すべき事項の追加について、並びに地方税法等の一部改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予制度、固定資産税の減額措置並びに軽自動車税の税率の特例について規定するため、条例の一部を改正しました。

●湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(一部改正)

国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、保育士の定義に国家戦略特別区域限定保育士を加えるほか、文言の整理をするため、条例の一部を改正しました。

●湯河原町都市公園条例(一部改正)

湯河原海辺公園に急速充電器を設置したことに伴い、当該急速充電器を有料公園施設として加えるほか、引用している法律番号及び条項について改めるため、条例の一部を改正しました。

●湯河原町公営企業の設置等に関する条例(一部改正)

町の機構改革に伴い、公営企業の機構について、企業部を廃止し課制とするため、条例の一部を改

正しました。

●湯河原町水道事業給水条例(一部改正)

良質な水道水の安定供給を図るため、水道料金を引き上げるとともに、水道料金及び水道利用加入金について、消費税率及び地方消費税率の引き上げを円滑に転嫁するために外税表示とするほか、文言の整理をするため、条例の一部を改正しました。

専決処分の承認

●湯河原町非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例(一部改正)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、年金たる補償及び休業補償の他の法令による給付との調整について条例の一部改正を専決処分したことに  
ついて報告を受け、承認  
しました。

●湯河原町消防団員等公務災害補償条例(一部改正)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、年金たる損害補償及び休業補償の他の法律による給付との調整について条例の一部改正を専決処分したことに  
ついて報告を受け、承認  
しました。



1月11日(月)に挙行された消防出初式

議員提出議案

●湯河原町議会委員会条例(一部改正)

町の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例の一部を改正しました。

意見書提出

●活火山防災対策の強化を求める意見書

本町に隣接する箱根町においては、大涌谷周辺における火山活動の活発化に伴う噴火警戒レベル引き上げ、警戒区域(立入規制区域)の設定により、住民生活及び地域経済へ大きな影響を及ぼし、その余波により、本町においても、少なからず影響を受けました。こうした状況のなか、今後の火山活動についても引き続き注視する必要があると考えます。

そこで、御嶽山の噴火災害の教訓を受けて改正

された、火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した「活動火山対策特別措置法」の主旨を踏まえつつ、中長期的対策の検討を行う必要があることから、活火山防災対策の充実強化と経済的支援の拡充等について必要な措置を講じられるよう強く要望するため、国に対して意見書を提出しました。

指定管理者の指定

●湯河原町スポーツ施設の指定管理者の指定について

すでに指定管理者制度を導入している湯河原海浜公園テニスコート、湯河原町ヘルシープラザに新たに湯河原町民体育館、湯河原町総合運動公園多目的広場、パークゴルフ場の3施設を加え、5つの施設を一体としてゆがわら健康づくり共同事業体を指定管理者として指定することを議決しました。

工事請負変更契約の締結

●大平橋補強補修工事

平成27年8月20日に議決した本工事請負契約について、塗装塗替の工種変更、支承装置のボルト・ナット等重量の増、足場工・伐採工・交通整理員の増を行い、工事費が増額となるため工事請負変更契約を締結するものです。(変更後契約金額9,399.6万円)

人事案件

●人権擁護委員候補者の推薦について

小石川真理子さんの任期が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き小石川さんを人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することに同意しました。任期は平成31年3月31日までです。

補正予算が決まりました

【平成27年12月定例会】

会計名・補正額	概要	要
一般会計(第4号) (314万円の減額)	職員人件費の減額 まちづくり基金積立金の増額 旧福浦幼稚園跡地整備事業費の増額 保育園設備整備事業費の増額 伝統芸能活性化事業費の増額 道路維持修繕事業費の増額 など	
国民健康保険事業特別会計(第2号) (475万9,000円の減額)	職員人件費の減額	
下水道事業特別会計(第1号) (577万2,000円の減額)	職員人件費の減額	
介護保険事業特別会計(第3号)	《保険事業勘定》 (1,310万6,000円の増額)	職員人件費の増額
	《介護サービス事業勘定》 (増減なし)	職員人件費の増額 職員人件費増額に伴う予備費の減額

一般会計補正予算の主な質疑

旧福浦幼稚園跡地整備事業(公衆便所の設置場所について ほか)  
社会福祉総務事務経費(旅行病人及び死亡人処理委託料の内容について)

## 審議した議案と各議員の賛否

○は賛成、×は反対を表しています。

(平成27年12月定例会)

議案番号	議案名	議員名	中島寛	山本俊明	村瀬公大	善本真人	佐藤恵	丸山孝夫	石井温	露木寿雄	室伏寿美夫	原田洋	土屋誠一	松野満	審議結果	採決日
71	専決処分の承認について(湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	11/27
72	専決処分の承認について(湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	11/27
73	湯河原町課等設置条例の制定について		欠席	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
74	湯河原町農業委員会委員定数条例の制定について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
75	湯河原町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
76	湯河原町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員選考委員会設置条例の制定について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
77	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
78	湯河原町税条例等の一部改正について		欠席	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
79	湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
80	湯河原町都市公園条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
81	湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
82	湯河原町水道事業給水条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
83	湯河原町民グラウンド条例の廃止について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
84	平成27年度湯河原町一般会計補正予算(第4号)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
85	平成27年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
86	平成27年度湯河原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
87	平成27年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
88	湯河原町スポーツ施設の指定管理者の指定について		除名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12/7
89	人権擁護委員候補者の推薦について		除名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	12/7
90	工事請負変更契約の締結について(大平橋補強補修工事)		除名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12/7
議員提出第3号	湯河原町議会委員会条例の一部改正について		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	11/27
意見書第1号	活火山防災対策の強化を求める意見書		除名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12/7

※除名:「除名」の懲罰を科されたため、議員の職を失いました。

## 中島 寛議員に 対する懲罰

懲罰とは・・・

議員が地方自治法や会議規則・委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰が懲罰です。

欠席議員の懲罰に関しては、「議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができます。」と規定されています。(地方自治法第137条)

なお、懲罰の種類は、①「公開の議場における戒告」、②「公開の議場における陳謝」、③「定期間の出席停止」、④「除名」の4種類が規定されています。(地方自治法第135条第1項)

また、議員の除名については、「議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならぬ」と規定されています。(地方自治法第135条第3項)

### 経過

9月30日(水)

中島 寛議員は、9月定例会初日(9月10日)に「身の危険を感じるから」という理由により平成28年3月31日までの全ての会議、委員会、協議会等を欠席しますといった内容の欠席届を提出し、以降の会議等をすべて欠席しました。

議長が特に招状を発しても、なお出席せず、詳細な説明を求めても本人から何ら具体的な説明もなく、一般社会的に見ても議員が議会を欠席する際の正当な理由には当たらず、議員の責務を果たしていないとし、9月定例会最終日(9月30日)に「出席停止1日」の懲罰が科されました。

10月7日(水)

自身の年金手続きのため来庁された中島議員に、今後本会議等欠席するのか確認すると、「議長が中島議員の一般質問を許可しなかったことについて、謝罪してくるまで欠席を続けるつもりであ

る。」と言われました。

10月28日(水)

明日開催の商工会・観光協会等との一般会議について、出席の確認を電話にて事務局長が行うと提出してある欠席届のとおりで出席しないとの返事でした。

10月29日(木)

平成27年度 第1回・第2回一般会議 欠席

中島議員が所属する11月10日開催の議会日より編集委員会の招集通知を自宅にファックスしました。

11月9日(月)

明日開催の議会日より編集委員会について、出席の確認を電話にて事務局員が行うと、提出してある欠席届のとおりで出席しないとの返事でした。

9月の欠席届は懲罰特別委員会が正当な理由がないと判断された旨伝えらるると、欠席理由が問題であつて、3月末までの欠席届を出したことは事実

のはず。欠席届の再提出も、理由の訂正もしないとの回答でした。また、議員報酬の特例

条例について自分がいつから減額の対象になるのか尋ねられたので、このままだと1月の報酬から2割減となる旨伝えました。

11月10日(火)

議会日より編集委員会 欠席

11月19日(木)

12月定例会の招集通知を送付しました。

また、室伏議長が12月定例会の出席を要請する旨中島議員に電話で伝えらると、現時点では話は承りました。出る出ないの返事はしませんとの返答でした。

11月20日(金)

自治功労者表彰式及び県町村議会議員研修会 欠席

中島議員に12月定例会中の会議への出席についてお願い文書を郵送しました。

11月24日(火)

中島議員が所属する11月27日開催の教育施設のあり方等調査特別委員会の招集通知を自宅にファックスしました。

11月25日(水)  
12月定例会本会議初日 欠席

中島議員の欠席を受け、地方自治法第137条に基づき招状を発しました。同日、郵便局が中島議員の自宅へ配達しました。

11月27日(金)

12月定例会本会議2日目 欠席

教育施設のあり方等調査特別委員会 欠席

当日開議前に電話し、出欠席について確認すると、「了解しています。そちらがどうとつていかだけど、欠席届は出している。早く除名にして、待っている。」と言われました。

そして、本日(11月27日)本会議を欠席したため、議長の発議により懲罰特別委員会が設置・付託されました。中島議員に対して、弁明の機会の付与についての通知を発送しました。同日、郵便局が中島議員の自宅へ配達しました。

また、中島議員が所属する12月1日開催の環境・観光産業常任委員会

の招集通知を自宅にフックスしました。

### 11月30日(月)

中島議員が所属する12月3日開催の教育施設のあり方等調査特別委員会の招集通知を自宅にフックスしました。

### 12月1日(火)

環境・観光産業常任委員会 欠席

環境・観光産業常任委員会終了後に懲罰特別委員会を開催。

### 12月7日(月)

12月定例会本会議最終日 欠席

本会議において、懲罰特別委員会委員長報告を行い、「中島 寛議員に対する懲罰について」起立による採決の結果、全員賛成で可決されたため、中島議員に「除名」の懲罰が科されました。

公開の議場において、議長が除名の懲罰を科す旨宣告し、中島議員は議員としての職を失いました。

## 懲罰特別委員会

(12月1日開催)

- (委員長) 土屋誠一
- (副委員長) 善本真人
- (委員) 山本俊明、村瀬公大、丸山孝夫、原田 洋、松野 満

11月27日に議長の発議により議題となった「中島 寛議員に対する懲罰について」は、懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

12月1日に開催した懲罰特別委員会で審査した結果、中島議員に対して、「除名」の懲罰を科すことに委員会として決定しました。(審査内容は以下のとおりです。)

なお、懲罰を審査するに当たっては、議員の身分に関わる重大な案件であることから、中島議員に対し、懲罰特別委員会への出席、または弁明書の提出など弁明の機会を付与しましたが、いずれも弁明の権利を放棄されました。

## 懲罰特別委員会での審査内容

中島議員から提出された欠席届の欠席理由は、議会を欠席する正当な理由として認められず、9月定例会において「出席停止1日」の懲罰を科されたにもかかわらず、自身が提出した欠席届を、なお有効なものと主張し続け、一般会議や所属する議会だより編集委員会を欠席し、町村議会議員研修会にも参加しませんでした。

12月定例会においても招集に応じず、新たな欠席届の提出もありません。本会議等を欠席し、再三にわたる出席の求めにも応じず、議長において招状を発しましたが、なお正当な理由がなく出席せず、9月定例会以降無断欠席を続けました。

委員からは、中島議員は議員として会議に出席する義務を果たしておら

ず、湯河原町議会基本条例第4条第4項「議員は、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう努めなければならない。」との規定に反し、議員の義務を果たしていないのではないかと。9月定例会において懲罰を科されてもなお、欠席を続けているため、一定期間の出席停止よりも重い懲罰を科すべきであるという意見があり、最終的に除名すべきであるという意見が委員会の総意でありました。中島議員に対する懲罰について採決した結果、「懲罰を科すべきものと認める」ことに決定しました。懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第4号「除名」とすることに全員賛成で決定しました。

### 審議した議案と各議員の賛否(懲罰に関する採決)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名											採決日			
		中島寛	山本俊明	村瀬公大	善本真人	佐藤 恵	丸山孝夫	石井 温	露木寿雄	室伏寿美夫	原田 洋	土屋誠一	松野 満	室伏重孝	審議結果	
-	中島 寛議員に対する懲罰について(除名)	欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12/7

※議員の除名については、特別多数議決で行われ、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要です。この場合議長も採決に加わりません。

## 視察・ 研修の受入

1月27日(水)に和歌山県かつらぎ町議会議員10名が、議会基本条例等についての視察研修のために来町されました。

今まで、全国で2番目に「議会基本条例」を制定した本町議会へ「議会基本条例、議会改革、議会活性化等」の視察・研修のために全国から多くの団体が来町され、本町に宿泊していただいております。



和歌山県かつらぎ町議会 議会運営委員会・議会活性化特別委員会合同視察（1月27日）

## 箱根駅伝観光 キャラバンに参加しました



1月2日(土)、恒例となった箱根駅伝往路ゴールの芦ノ湖湖畔付近で、湯河原みかん4,000袋（3t）と観光パンフレットの配布を行う観光キャラバンに有志議員10名が参加し、町長、商工会長、町職員、観光協会職員とともにみかんを配りながら観光PRを行いました。



### 傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。  
（本会議の傍聴は、先着20名、委員会の傍聴は、先着6名です。）

【受付】開催日の午前9時から  
【場所】第1庁舎2階 議会事務局

### 3月議会日程

2月15日(月)午前 本会議(条例・補正予算・当初予算・町長施政方針演説等)

16日(火)午前 環境・観光産業常任委員会

18日(木)午前 総務文教・福祉常任委員会

23日(火)午前 本会議(代表質問・予算質疑)

24日(水)午前 本会議(一般質問)

26日(金)午前 予算審査特別委員会(一般会計)

29日(月)午前 予算審査特別委員会(特別会計・企業会計)

3月2日(水)午後 本会議(委員長報告等)  
【午前は10時、午後は3時の予定です。】

### 編集後記

中島議員は9月から議会や委員会に1度も出席しなかつたので、12月議会で除名処分を受けました。言論の府としての議会の場に、出席して自分の正当性を主張すればよかったと思います。

12月までの欠席中の議員報酬や期末手当は支給されていますが、これらの自主返納は公職選挙法で寄附行為に当たり禁止されています。

住民監査請求や司法の場で返還すべきとの結論が出れば可能だと思われまます。  
(丸山 孝夫 記)

### 議会だより編集委員会

- 委員長 土屋 誠一
- 副委員長 村瀬 公大
- 委員 丸山 孝夫
- 委員 石井 温